



2012年 EVシングルシーター・エコラン・グランプリ・シリーズ競技規則

2012年 3月20日制定

第1章 総則

第1条 競技規則書の制定

日本電気自動車レース協会(以下JEVRAと称す)は、地球温暖化に係わる二酸化炭素の削減と日本の電気自動車産業発展のために競技規則書を制定し、JEVRAが行うEVシングルシーター・エコラン・レース(以下EV-Sレースと称す)に適用する。

第2条 JEVRAの権限

JEVRAは次の権限を有するものとする。

第1項 参加申し込みの受付に際して、その理由を示すことなく、エントラント、ドライバー、ピットクルー、チームを選択あるいは拒否することが出来る。

- ・エントラント: 参加申込時にエントラント登録された者
- ・ドライバー／ピットクルー: 参加申込時に参加登録された者

第2項 ドライバーに対して、競技出場の健康上の資格について最終的な決定をすることができる。

第3項 競技番号の指定、あるいはピット割り当て等にあたって、各参加者の優先順位を決定することができる。

第4項 大会スポンサーの広告を参加車両に貼付させることができる。

第5項 保安上または不可抗力による特別の事情が生じた場合、レースの延期、中止、取り止めおよびレースの短縮、延長、タイムスケジュールの変更、コースの変更等を決定することができる。

第6項 レース区分において参加申し込み台数が少ない場合、そのレース区分を中止することができる。

第7項 賞典を適宜に追加変更することができる。

第8項 参加料の返還、免除等に付いて決定することができる。

第9項 止むを得ざる理由により、公式プログラムの印刷に間に合わなかったドライバーの登録または変更について許可することができる。

第10項 すべてのドライバー・ピットクルー・同伴者およびその参加車両、音声、写真、映像、レース結果等に関し、主催者およびJEVRAは報道、放送、放映、出版等の権限を有し、JEVRAが許可した場合、この権限を第三者が持つこともできる。

第11項 公序良俗に反する言動がある参加者に対しては、参加受付後であっても参加を拒否すること

ができる。

第12項 参加申し込み後の参加料は、如何なる事由があっても返還はしない。

第3条 シリーズ名称および日程

日本語表記 2012 全日本 EVシングルシーター・エコラン グランプリ シリーズ

英語表記 2012 ALL JAPAN EV-S ECORUN GP SERIES

第4条 大会名称

第1戦 5月27日(日) 全日本 袖ヶ浦 EVエコラン2時間レース大会

第2戦 9月30日(日) 全日本 袖ヶ浦 EVエコラン2時間レース大会

第2章 ドライバーおよびピットクルー

第1条 ドライバー

第1項 参加資格

1. ドライバーは旗の意味を充分に理解していること。理解していないドライバーは大会当日に講習を受けなければならない。
2. 本規則の内容を理解していること。また、大会関係者の指示に従うこと。
3. 20歳未満のドライバーは保護者の承認を必要とし、その証として参加申込書の該当欄に保護者の自筆署名、捺印(実印)を受けて提出すること。

第2条 ピットクルー

競技に参加することを許されるピットクルーは満20歳以上の者に限られる。(20歳未満のドライバーは保護者の承認を必要とし、その証として参加申込書の該当欄に保護者の自筆署名、捺印(実印)を受けて提出すること。)

競技参加に関連して起こった死亡、負傷および災害の責はすべて各自が自己処理とする。

第3条 保険

ドライバーおよびピットクルーは競技に有効な保険に加入していること。

ドライバーは1000万円以上、ピットクルーはそれぞれ500万円以上の保険に加入しなければならない。既に加入済のものは、その旨を定められた書式によって申告するものとし、加入保険金額が上記の額に満たない者はその不足分について各自保険に加入しなければならない。

第4条 ドライバーおよびピットクルーの遵守事項

第1項 規則の熟知と遵守

レース諸規則ならびに競技会ごとに定められた諸規定を熟知し、これを遵守するとともにオフィ

シャルの指示に従って競技会の秩序の維持に協力しなければならない。

第2項 安全の確保とその責任

安全の確保は参加者の全員が各自の責任において常に留意していかなければならない最も重要な事項である。競技中、万一事故による車両の損害あるいは人員の死傷等があった場合でもスポーツとしての原則に基づきその責任は各自が負わなければならずJEVRA、開催サーキット、他の参加者、大会主催者、あるいは競技の運営にあたるオフィシャルや警備員等に対して一切の迷惑をかけないものとし、参加申し込みに際して誓約書に署名し、このことを明確に遵守しなければならない。

第3項 マナーの遵守

すべての参加者はスポーツマンとしての襟度を保ち、言語を慎み礼儀正しく、明朗公正に行動しなければならない。また、競技会の期間中に薬品による精神状態をつくったり、飲酒をしたものはレースから除外される。

第4項 自主責任体制

すべての参加者は自らの意思と責任において参加するものであることを深く認識し、万一の場合に備えてその参加について家族の了承を得ておくとともに、有効な保険に加入するなどして、充分な自主責任体制を整えた上で参加しなければならない。

第5項 ドライバーズおよびチーム監督ブリーフィング

ドライバーとチーム監督は必ず定められたブリーフィングに参加しなければならない。

第3章 参加車両

第1条 参加車両規定

第1項 動力

1. 動力はモーターとする。
2. モーターの形式は自由とする。但し、製造メーカー、型式および出力の申告は義務付ける。

第2項 作動

1. 作動はバッテリー(電池)のみで行うこと。
2. 作動のバッテリー(電池)はJEVRAが指定したリバッテリーに限る。
指定バッテリー：古河電池製 型式：FT4L-BS概算電力容量：12Vx3Ahx4個＝110Wh
※バッテリーの追加購入を希望する参加者は、JEVRAより参加申込書に記入して購入することができる。(納品は、サーキットのみとする。)
3. 大会当日のバッテリー充電は禁止とする。
4. キャパシター、インダクターおよびフライホイール等を使用する場合は、スタート前に電荷および貯蔵エネルギーがゼロである事を証明しなければならない。但し、キャパシターについては主催者にて直列における総電圧の1/10以下をエネルギーゼロと判断する事もある。車検後からスタートまでの時間に走行用バッテリーからキャパシターへ充電することが

できるが、走行用バッテリー以外の電源による充電行為が認められた場合は失格とする。

5. 駆動用モーターによる回生制動の装備は認める。

6. 人力を含めて走行の補助となり得る機構または装備は一切認められない。

第3項 駆動の方法は自由とする。

第4項 車輪の数は4輪までとする。

第5項 駆動輪の本数は、自由とする。

第6項 車両の各寸法は以下の値を超えてはならない。

1. 全長: 3m以内

2. 全幅: 1. 2m以内

3. 全高: 1. 6m以内

第7項 車両重量

車両の最低重量は自由とする。

第8項 車両の装備

1. 転倒時にドライバーの頭部を保護するためのロールバーの取り付けを推奨する。

2. ドライバーは車内に備えられたシートベルトの装着を推奨する。

3. 緊急時にドライバーは自力で車外に脱出できる装備にしなければならない。

4. ドライバーを電気ショックから保護する装備にしなければならない。

5. 30ボルト以上の电压を使用する時は、高电压の警告表示を行わなければならない。

6. クラクションまたはベルを装着しなければならない。但し、電子ブザーは独立配線が確認できるものに限り搭載が許される。

7. 安全走行ができる視界が確保されていること。

8. 後方確認用としてバックミラーを左右1か所以上に装備すること。

9. チェーン・スプロケット・ギアなどには保護カバーの装着を義務付ける。

10. カウルなどファスナーは、ドライバー単独で脱出可能な構造であること。

11. 車両搭載通信機およびドライバーとピットクルーとの交信は携帯電話に限定し、ドライバーが使用する場合には、ハンズフリー装置等を用いなければならない。

第2条 参加資格、参加クラスおよびエコランレース距離

第1項 参加資格

16歳以上とする。(18歳未満は、保護者の承諾書を提出する必要がある。)

第2項 参加クラス

一般／社会人／高校生／高等専門学校／大学生を対象とする。

第3項 エコランレース距離

2時間とする。

第3条 競技車両番号

第1項 競技車両番号(ゼッケン)の決定

競技車両番号はJEVRAにより決定される。

第2項 貼付け場所

左側／右側の2ヶ所に貼ること。

第3項 ゼッケンのサイズは縦15cm以上、横15cm以上とする。

第4項 取り付け時は容易に剥れないように固定すること。

第4条 各参加クラスの成立

第1項 各参加クラスは3台以上とする。

第4章 安全規定

第1条 ドライバーの安全遵守事項

第1項 ドライバーの装備は、長袖、長ズボン、グローブ、シューズおよびJAF公認またはJIS規格のヘルメットの装着を推奨する。但し、それぞれが不燃性の着用を推奨する。

第2項 競技に適した健康状態で参加し、競技中は常にお互いの安全を考慮した協調的マナーのもとに自己の技量とコースの状態に適した競技速度で操縦し、危険とみなされる行為があつてはならない。

第3項 レース中・フリー走行中を問わず、故意に規定の走路から外れたり、コーナーをショートカットしたりして走行することは禁止される。ただし、オフィシャルの誘導の下に行うことはこの限りではない。

第4項 走路は必ず定められた方向に走行し、いかなる場合も逆方向に走行してはならない。ただし、安全上オフィシャルの誘導の下に行う場合はこの限りではない。

第5章 公式車両検査

第1条 公式車両検査

第1項 競技に参加する車両およびドライバーは、指定された時間までに、必要書類、ドライバー装備および参加車両を車両検査場または指定された場所で公式車両検査およびドライバー装備品検査を受けなければならない。

第2項 ドライバーは装備(服装、グローブ、ヘルメット、シューズ等)を含めた計量を行わなければならぬ。また、装備を含めたドライバーの最低重量は男性65Kg／女性50Kg以上とし、レース終了後も最低重量を保たなければならない。

第3項 検査を受けない車両およびドライバー、または検査の結果、不適当と判断された車両およびドライバーは予選、決勝のいずれにも出場できない。

第4項 JEVRAは検査の結果、不適当と判断した個所について修正を命ずることができる。

第5項 如何なる車両も、安全上の理由からスタートを禁止される場合がある。

第6章 公式予選

第1条 予選方式

公式予選は次の方法で行う。

第1項 フリー走行方式(15分間)

一定時間に任意に走行し、記録されたベストラップタイムにより決勝グリッド順位を決定する。

1. 複数の組に別れて行われる予選の順位決定方法

参加台数により予選結果を総合タイム順によって決定する場合と予選組ごとの順位により決定する場合がある。

天候の変化などにより路面状況に大きな差異が認められるとJEVRAが判断した場合には予選組ごとの順位によって決定する。この決定に対する抗議は一切受け付けない。

予選組ごとのタイム順で決定した場合のグリッドは、予選組のトップのタイムを比較しその順番で振り分けることとする。

2. 最終的なスタートグリッドはJEVRAの決定による。この決定に対する抗議は認められない。

第2項 公式予選で使用するバッテリー(電池)は、第3章／第1条／第2項／2. とする。

第3項 公式予選で使用するバッテリーは、各自で用意することとする。

第2条 計時

公式予選の計時は次の項目に基づいて行われる。

第1項 計時装置

車両がコントロールラインを通過した時自動的にタイムが記録される計時装置を使用する。また、計時装置の不良によりタイム計測ができない者のタイムは、オフィシャルによる手動計時による予選周回中のいずれかのタイムを採用する。

第2項 同一タイム

2名以上が同一タイムを記録した場合はセカンドタイムの比較により決定される。セカンドタイムまで同一の場合は、サードタイムというように以下、比較して決定される。

第3項 記録の削除

予選中の規則違反の事実が明らかになった場合、当該ドライバーによって記録されたタイム全てを無効とし、予選記録から削除される。

第3条 予選の中止

安全上、コースの清掃、整備または故障車両の回収、負傷者の救出等のために、全マーシャルポストで赤旗を提示することにより予選を中断する場合がある。特に定められていない場合に限り、中断に関する

る指示およびその後の時間調整はJEVRAにより決定される。

第7章 レース

第1条 スタート

スタート位置は、すべてのドライバーが正規のスタートラインからスタートするものとし、各ドライバーに与えられたスタート位置による距離的、時間的なハンディキャップは一切考慮されない。

第1項 スタート方式

定められたグリッドについて静止状態から発進するスタンディングスタートを原則とするが、天候等の状況により、これ以外のスタート方式を変更する場合もある。

第2項 スターティンググリッド

スターティンググリッドは、スタッガードフォームーションとし、ポールポジションは最前列左側とする。スターティンググリッドに着くことができなかった車両のグリッドはそのまま空席とし、他の車両はグリッド上の各々の車両の位置を保持しなければならない。

グリッドの定数は開催サーキットの定めた台数とする。尚、非出走者のグリッドは空席とする。

第3項 反則スタートを判定するため審判員が任命される。反則スタートに対しては、ドライビングスルーペナルティもしくは、決勝結果に30秒を加算するものとする。

また、審判員の判定に対する抗議は一切受け付けられない。

第4項 スタートペナルティ

当該ドライバーに競技番号とペナルティを示すボードをコントロールラインで掲示する。

コントロールライン上で3回の掲示を受けたにも関わらずピットインせず、ペナルティを実行しない場合、当該ドライバーには更に加重したペナルティが課せられる。

同時に複数の違反が発生した場合、ボードは複数同時に掲示する場合もある。

ジャンプスタートのペナルティが実行される前にレース距離50%未満で赤旗中断され、レースが無効となった場合は、ピットスルーペナルティは消滅し再スタートが行われる。また、レース距離50%以上で赤旗中断(レースが完了)され、ピットスルーが実行されていなかった場合は、当該ドライバーのレース結果に対して30秒加算される。

第5項 スタート手順に関する違反に対しては、失格までの罰則が適用される場合があり、ジャンプスタートのペナルティ判定に対する抗議は一切受け付けられない。

第4条 禁止事項

第1項 バッテリー(電池)充電の禁止

如何なる車両もグリッド上および決勝スタート後のバッテリー(電池)の充電は禁止される。

第2項 バッテリー(電池)交換の禁止

如何なる車両もグリッド上および決勝スタート後のバッテリー(電池)の交換は禁止される。

第5条 走行中の信号合図

第1項 旗またはデジフラッグによる信号旗の種類

1. 黄旗 ※走行注意を意味する。
2. 赤旗 ※競技中止を意味する。
3. チェッカーフラグ ※競技終了を意味する。

第2項 信号合図に対する応答義務

オフィシャルからの競技番号と同時に信号合図を受けたものは、うなずくかまたは手を上げるなどして必ず応答しなければならない。

第3項 黄旗掲示区間

黄旗掲示区間では一切の追い越しは禁止される。ドライバーは、事故処理等によるオフィシャルの活動に配慮し速度を落とし作業の現場から離れたコース上のラインを一列になって走行しなければならない。

第6条 停車指示

レース続行が危険もしくはその疑いがあるとみなされるドライバーまたは車両についてJEVRAは、コントロールライン付近で黒旗とゼッケンを提示してピットインを命じ、レースから除外することができる。また、天災、大事故時の不慮の事態が発生した場合にJEVRAはマーシャルポストから提示される赤旗によって全ドライバーに対し、停止を指示することができる。

第7条 レースの一時停止

JEVRAが天候上の理由、あるいはその他の理由からレースの中止を決定した場合はコントロールラインにおいて赤旗を掲示し、これと同時に各マーシャルポストでは赤旗振動で掲示する。走行中の車両は直ちにスローダウンし、ホームストレート(グリッド)上で停止しなくてはならない。

レースの中止の場合、次のとおり区分される。

第1項 先頭のドライバー、および先頭のドライバーと同じ周回数を走っていた残りのドライバー全員

がレース距離20%未満の走行の場合、当該レースは無効とされ、新たにレースが行われる。
レースの再スタートが不可能な場合、このレースは中止と宣言される。ただし、予選があった場合、ポイントは予選結果に基づいて正規のポイントの1/2が与えられる。(小数点以下2桁は四捨五入)

第2項 先頭のドライバー、および先頭のドライバーと同じ周回数を走っていた残りのドライバー全員

が本来のレース距離75%以上(小数点以下切り捨て)を走行の場合、当該レースは完了したとみなされ、ポイントは100%与えられる。

第8条 赤旗中断されたレースの再スタート

競技結果がレース距離20%未満の場合の再スタートのグリッドポジションは本来のレースと同じとする。また、再スタートできない車両のグリッドはそのまま空席とする。

第9条 走行不可能な事故および故障時の対処

第1項 走行不可能な事故および故障した場合、当該車両は、速やかにコース外の安全な場所に移動する。

第2項 ドライバーは、指示を伝えるシグナルフラッグに従わなければならない。

第3項 車両がコースアウトした場合、オフィシャルが指示した場所または、当該車両が有利にならないような場所からレースに復帰することができる。

第4項 当該車両が有利となるショートカット(コーナー、シケイン等のコース外を走行し、自分に有利となる)はペナルティの対象になる場合がある。

第5項 車両がコース復帰可能な状態か充分に確認し、漏電や電解液等の漏れがある場合や、破損部が鋭利になっている場合、オフィシャルに報告しコース復帰してはならない。

第6項 いかなる場合においてもコース内でヘルメットを脱いではならない。

第7項 走行中に停止車両を発見した場合、翌周以降の通過時には充分な注意を払って走行しなければならない。

第8項 コース上における修理、再スタートはドライバー自身が行わなければならない。また、工具を携帯して走行してはならない。

第9項 チーム員、観客等はオフィシャルの許可なしにコース内に立ち入ってはならない。

第10項 逆走、ショートカットは禁止する。但し、オフィシャルが許可をした場合この限りではない。

第10条 リタイア

第1項 レース中の事故あるいは車両の故障などでその後の走行の権利を放棄する場合は、その旨をオフィシャルに届けるものとする。

第2項 コース上において車両が動かなくなつたためにリタイアする場合は、安全な場所に停車した後、近くのオフィシャルに届けるものとする。その場合でもヘルメットは脱がないこと。

第3項 負傷その他の理由で届出や意思表示ができない状況下にあってはオフィシャルの判断に委ねられる。

第11条 レースの終了

第1項 レースの終了

先頭の車両にチェックカーフラッグが掲示された後、引き続き後続車両は、先頭車両のゴール後3分以内にチェックカーフラッグを受けなければならぬ。この時間が経過した時をもってレース終了となる。

1. 先頭を走行する車両が、所定の周回数を完了する前にレース終了の合図が出された場合、当該レースはその時点で終了したものとみなされる。
2. 何らかの理由によってレース終了の合図が遅れた場合は、レースが本来終了する時点で終了したものとみなされる。

第2項 優勝者

優勝者は規定の距離(周回数)または時間を完走して最初にフィニッシュライン(コントロールライン)を通過した車両とする。

第3項 順位の優先順位

優先順位は、チェックマークを受けた完走車の中から周回数の多い順に決定される。同周回数の場合はフィニッシュライン通過順位による。

チェックマークを受けなかった完走車を周回数の多い順に決定される。同周回数の場合はフィニッシュラインの通過順位による。

第4項 完走者

チェックマークフラッグを受けた者とする。

第5項 得点

得点(ポイント)は決勝レースの完走車にのみ与えられる。

第6項 暫定結果

暫定結果発表後、15分以内に書面で抗議の無い場合、自動的に暫定結果は正式結果とされる。

第12条 大会の延期、取りやめ、成立、レースの短縮

第1項 不可抗力による特別の事情が生じた場合、大会を延期し、または取り止めがある。

第2項 大会が延期、取り止めになった場合でも、各レースごとにレースの完了をもってそれが成立したものとする。

第3項 大会が参加申し込み後に中止された場合、参加者が支払った参加料、傷害保険掛け金は返還されるが、他の一切の損害賠償を主催者およびJEVRAに請求することはできない。

第8章 抗議

第1条 抗議権

第1項 抗議は当該チーム監督だけが行うことができる。ただし本規則に規定された出場拒否に対しての抗議は受けられない。

第2項 抗議は抗議文書を作成して抗議保証金(30,000円)を添えて事務局に提出すること。また文書以外での抗議は受け付けない。

第3項 抗議によって必要となった車両の分解検査に要した費用は、その抗議が不成立の場合は抗議提出者、成立した場合には抗議対象者が支払わなければならない。この車両の分解等に要した費用はJEVRAが算定する。

第2条 抗議の制限

第1項 車両検査の決定に関する抗議は、決定直後に書面で提出しなければならない。

第2項 競技中の規則違反または過失、不正行為に関する抗議は、競技終了後15分以内に書面にてなされなければならない。

第3項 競技結果に関する抗議は暫定結果発表後15分以内に書面にてなされなければならない。

第3条 抗議の裁定

第1項 抗議審査にあたり必要に応じ、関係当事者および競技役員などを証人として召喚し陳述を求めることができる。

第2項 裁定の結果は関係当事者のみに書面をもって通告する。

第3項 抗議保証金は抗議が成立した場合のみ返還される。

第9章 レース大会日程

走行会 2012年 4月 8日(日)

袖ヶ浦フォレストレースウェイ 10:00~12:00 (120分)

第1戦 2012年 5月27日(日)決勝レース

袖ヶ浦フォレストレースウェイ(千葉県)

第2戦 2012年 9月30日(日)公式予選、決勝レース

袖ヶ浦フォレストレースウェイ(千葉県)

第10章 参加申込期間と参加料

第1戦 5月27日(日)の申込期間と参加料

エントリー期間:2012年4月16日(月)~28日(土) ¥31,500(税込／バッテリー4個含む)

第2戦9月30日(日)の申込期間と参加料

エントリー期間:2012年7月30日(月)~8月11日(土) ¥31,500(税込／バッテリー4個含む)

※参加申込日は、書類と参加料の両方が確認(到着)した日にちとする。

●参加申し込み先(JEVRA事務局)

〒157-0067 東京都世田谷区喜多見2-6-30

株式会社エムアンドティプランニング内

日本電気自動車レース協会

電話番号:03(6411)0092

●参加申し込み方法

現金書留または銀行振込みとする。(振込手数料は参加者の負担とする)

振込銀行口座:三菱東京UFJ銀行 学芸大学駅前支店 (普通)0086774

口座名義:日本電気自動車レース協会 事務局長 富沢 久哉

電話番号:03(6411)0092

第11章 レース距離および決勝出走台数

第1条 レース距離および決勝出走台数

第1戦 袖ヶ浦 2時間 40台

第2戦 袖ヶ浦 2時間 40台

第12章 賞典および賞典の制限

第1条 各戦の賞典

第1項 各戦の賞典の授与

1位 / 2位 / 3位

第2項 メダルの授与

第3項 シリーズの章典の授与

シリーズ・チャンピオンに授与

第4項 チャンピオン盾の授与

※ワールド・エコノムーブ・グランプリとは別に授与される。

第2条 賞典の制限

第1項 参加台数による賞典の制限

3台／1位のみ 4～5台／2位まで 6台～／3位まで

第13章 ポイントおよびポイントの制限

第1条 各クラスの獲得ポイントにより年間のチャンピオンを決定する

第1項	順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
	ポイント	20	15	12	10	8	6	4	3	2	1

第2項 各クラス参加台数によるポイントの制限

参加台数に関わらず、各クラスの完走車両に全ポイントを与える。

但し、各クラスとも総合優勝車両の70%以上を走行しなければならない。

※ワールド・エコノムーブ・グランプリのポイントは別途与えられる。

第14章 年間賞典および賞典の制限

第1条 年間賞典

第1項 年間賞典の授与(各クラスのチャンピオンに与える)

第15章 本規則の適用

第1条 本規則および特別規則

本規則書に規定されていない事柄については別紙特別規則書に規定される。本規則書および特別規則書に規定されていない事柄についてはJEVRAにより決定され、公式通知にて告知される。

第2条 本規則の違反

本規則に対する違反の判定は、訓戒、罰金、タイムの加算、出場停止、失格処分まで遡及して施行される。

第3条 本規則の施行

本規則は2012年 3月20日より施行する。